

令和●年 4月 5日

新見市長 様

申請者

住所又は所在地 新見市新見310番地3

団体名及び代表者氏名 □□町内会

(個人の場合は氏名) 総代 ○○ ○○

新見市防犯対策支援事業補助金交付申請書

新見市防犯対策支援事業補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

種 別(いずれかに○)	新規設置			・	更新設置	
防犯対策品(いずれかに○)	防 犯 灯			・	防犯カメラ	
申 請 者	団 体	団 体 名 称	□□町内会			
		代 表 者 住 所	〒718-8501 新見市新見310番地3			
		代 表 者 氏 名	総代 ○○ ○○			
		連 絡 先	0867-72-6122	携帯電話	090-1234-5678	
	個 人	住 所	〒			
		氏 名				
連 絡 先			携帯電話			
設 置 場 所	新見市 新見■■■番地 先					
設 置 台 数	1 台					
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	100,000 円					
補 助 金 交 付 申 請 額	50,000 円					
事 業 着 手 予 定 年 月 日	令和 ● 年 4 月 15 日					
事 業 完 了 予 定 年 月 日	令和 ● 年 4 月 30 日					
事 業 の 目 的 ・ 内 容 及 び 効 果	地域の見守りを強化することで防犯効果が期待できる					

※要綱別表第6に定める必要書類を添付すること。

様式第2号（第9条関係）

防犯対策品設置計画書

○計画書

防犯対策品名 (該当品に○)	防 犯 灯	防犯カメラ	
区 分 (該当区分に○)	行政地区等 (団体)	行政地区等 (団体)	市 民 (個人)
設 置 場 所	新見市 地内	新見市 新見 ■■■番地 先地内	新見市 番地
申 請 者		□□町内会 総代 ○○ ○○	
設 置 数	台	1 台	1 台
設置予定年月日	年 月 日	令和●年4月30日	年 月 日

○収支予算

	項 目	金 額	備 考
収入	団体・個人負担金	50,000円	
	補 助 金	50,000円	
	そ の 他	円	
	計	100,000円	
支出	施 工 費	70,000円	
	防 犯 対 策 品 費	30,000円	(単価) 30,000円× 1台
	そ の 他	円	
	計	100,000円	

※収入と支出の合計額が同じになるように記載してください。

〇〇町内会 防犯カメラ管理・運用規程（案）

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、次の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

設置場所

新見市 新見■■■■ 番地先ポール柱

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇町内における不審者対策や街頭犯罪の防止のために設置するものとし、他の目的での利用を禁止する。

3 管理責任者等

- ① 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- ② 管理責任者は、▽▽▽▽とする。
- ③ 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- ④ 操作取扱者は、◇◇◇◇とする。
- ⑤ 管理責任者の責務は次のとおりとする。

地区の役員が望ましく、必ず別人にしてください(地区総代、副総代等)

- ア 防犯カメラの設置運用により生じたあらゆる事態について、設置者が全ての責任を負うことを関係者に周知・徹底すること。
- イ 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。
- ウ 操作取扱者に関する指導、監督に関すること。
- エ その他画像等の適正な取扱いに関すること。

4 設置の場所等

- ① 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、次の場所に防犯カメラを設置する。

新見市 新見■■■■ 番地先ポール柱 1台

② 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

③ 記録機器等の設置

記録機器及び記録媒体等は、防犯カメラ本体及び施錠可能な収納ボックスに施錠のうえ保管しなければならない。なお、収納ボックスの鍵は、管理責任者から指定された者が確実に管理することとする。

5 画像等の処理

最低限の期間として1週間～1カ月が必要です

- ① 記録機器で録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。
- ② 画像の保存期間は 1週間 とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
- ③ 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。
- ④ 記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

6 画像等の利用及び提供の制限

記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。
- ③ 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合。
なお、記録された画像等を利用する場合は、利用日時、利用者、利用理由、利用する画像の内容等を別紙様式（画像等利用簿）に記録して保管するものとし、第三者へ閲覧させ又は提供する場合も同様とする。

7 保守点検

最低1年に1回

防犯カメラの機能維持のため、1,2か月ごとに保守点検を行うものとする。

8 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

この規定は、令和 年 月 日 から実施する。

申請時は空欄で可。工事完了後の実績報告書提出時に日付を入れてください。

記入例

別紙様式

管理責任者

画像利用簿 ※太枠内は利用者(提供依頼者)が記載のこと

利用(提供)日時		年	月	日	時	分
利用者(提供依頼者)	団体名					
	住所					
	責任者氏名					
	連絡先					
利用理由						
利用期間		年	月	日	時	分まで
利用方法		<input type="checkbox"/> 閲覧のみ		<input type="checkbox"/> 提供(記録媒体)		
利用する画像 データ内容		年	月	日	時	分から 年 月 日 時 分までの画像
その他		※提供の場合、返却日時、返却者の署名を記載のこと				

【団体用】

防犯カメラの管理・運用についての確約書

防犯カメラの管理・運用にあたっては、岡山県が定めた「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って行うとともに、このガイドラインに基づいた「防犯カメラ管理・運用規程」において、プライバシーを保護するための明確な基準を定め、遵守します。

なお、防犯カメラの管理・運用から生ずるあらゆる事態について、全ての責任を負います。

令和 ●年 4月 5日

新見市長様

申請者（自署）

住所又は所在地 新見市新見310番地3

団体名及び代表者氏名 □□町内会

総代 ○○ ○○

【防犯カメラ用（土地・建物：団体）】

□□町内会

総代 ○○ ○○ 様

※私有地・私有物件に承諾を得て設置する
場合に書面を交わしてください。

防犯カメラ設置承諾書

標記の件について下記のとおり承諾します。

記

- 場所 新見市 新見■■■■ 番地先
(別紙図面のとおり)
- 設置物件 ・高さ 5mのポール柱
・防犯カメラ設備一式
- 設置期間 令和 ●年 4月30日から6年間とする
(ただし、終了1年前に双方から解除の申し入れがない場合には自動的に1年毎の期間が延長されるものとする。)
- 費用 使用料は無料とする
(ただし、設置期間終了後は設置者の費用で取り外して返却するものとする。)

令和 ●年 4月30日

新見市 新見▲▲▲▲ 番地

(所有者) ▲▲ ▲▲